

物品売買契約書

隠岐広域連合（以下「発注者」という。）と、（以下「受注者」という。）
とは物品の売買について次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

（1）品名、規格及び数量

（2）契約金額 円
（うち取引に係る消費税額 円）

（3）納入期限 令和7年12月31日

（4）納入場所 隠岐の島町城北町355 隠岐病院

（5）契約保証金 隠岐広域連合例規集財務規則第117条の規定により契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、財務規則第118条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

（検査）

第2条 発注者は物品の納入を受けたときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

2 受注者は前項の検査に合格しないものについては、速やかに他品との交換または修繕をしなければならない。この場合においては前項の規定を準用する。

（危険負担）

第3条 契約締結後、納入完了までの間に発生した損害は一切受注者の負担とする。

（担保責任）

第4条 納入後1年以内において、使用に堪えがたい狂いが生じたときは、受注者は他品との交換または無料修繕をするものとする。

（支払）

第5条 発注者は支払請求日より、30日以内に全額支払うこととする。

（契約の解除）

第6条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）受注者が正当な理由によらないで、この契約を履行する見込みがないと認められるとき。

（2）受注者が正当な理由によらないでこの契約条項に違反したとき。

(違約金)

第7条 受注者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(履行遅滞)

第8条 受注者は正当な理由によらないで納入期限までに物品を納入しない場合は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、契約金額に対し年2.5%を乗じて計算した遅延賠償金を発注者に支払わなくてはならない。

(権利の譲渡等)

第9条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(費用負担)

第10条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(協議)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者受注者協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者受注者両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者住所 島根県隠岐郡隠岐の島町都万 2016

氏 名 隠岐広域連合

広域連合長 池田 高世偉

受注者住所

氏 名